

●国際活動センターからのお知らせ  
【米 国 情 報】

担当:外国情報部 本同 信也

CAFC 判決 2009-1372,1380,1416,1417

AKAMAI TECHNOLOGIES, INC.  
and THE MASSACHUSETTS INSTITUTE OF  
TECHNOLOGY (原告),

v.

LIMELIGHT NETWORKS, INC. (被告)

2010年12月20日判決

1.事件の概要

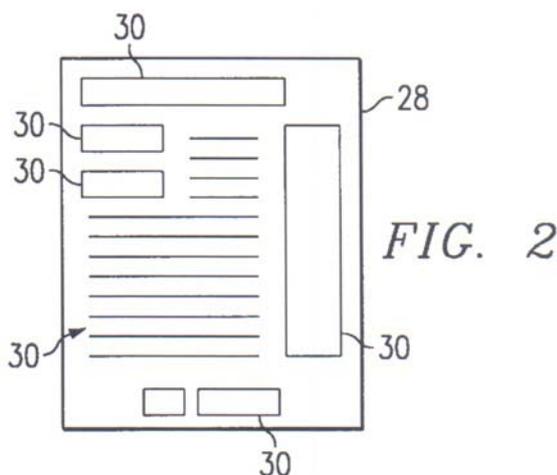
アカマイ・テクノロジーズおよびマサチューセッツ工科大学（以下、まとめて「アカマイ」と称する。）は、ライムライト・ネットワーク社（以下、「ライムライト」と称する。）がWebページのコンテンツ配信に関する米国特許6,108,703(以下、「703特許」と称する。)、米国特許No.7,103,645（以下、「645特許」と称する。）、および米国特許No.6,553,413（以下、「413特許」と称する。）を侵害しているとして、マサチューセッツ州地方裁判所に提訴した。

マサチューセッツ州地方裁判所は、ライムライトおよびその顧客（コンテンツプロバイダ）による共同侵害（Joint Infringement）の成立を認めず、非侵害とした。アカマイは、CAFCに控訴したが、CAFCは、地裁の認定を支持した（Joint Infringementについては「703特許」が審理対象であるため、以下は703特許についての説明となる）。

2.特許発明の概要

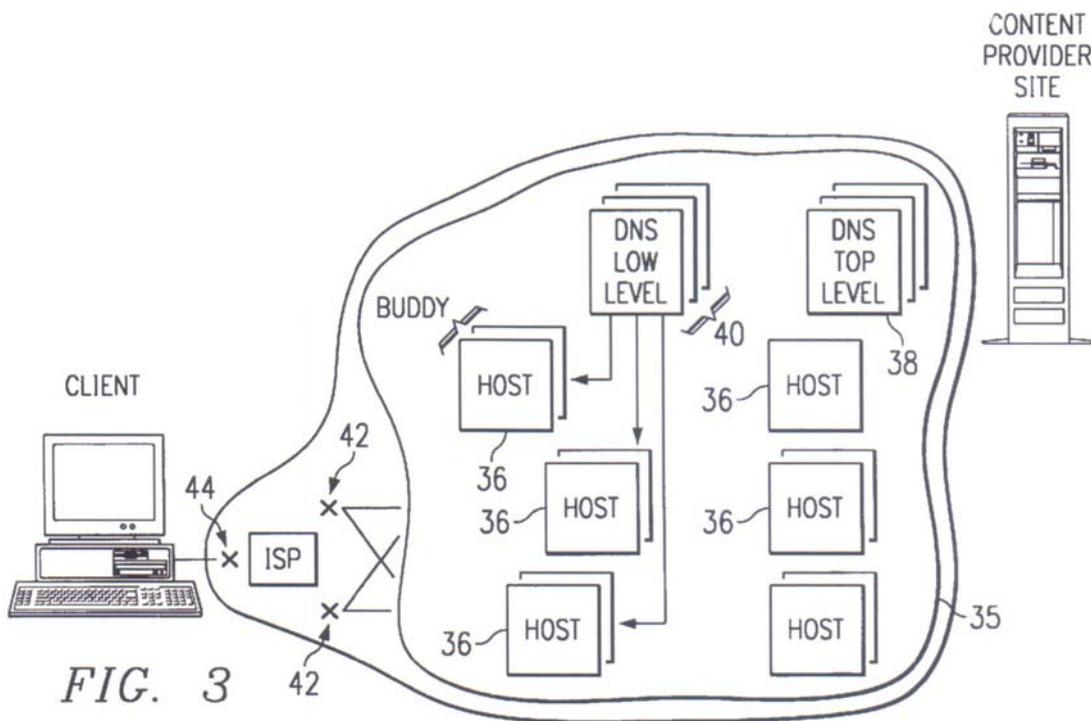
703特許は、Webページの埋め込みオブジェクト（画像、動画、音声等）の取得要求がコンテンツプロバイダのドメインネーム以外のドメインネームに対してなされるよう、コンテンツプロバイダのウェブページにおいて少なくともいくつかの埋め込みオブジェクトに対するタグ付け（埋め込みオブジェクトのURLをコンテンツプロバイダのサーバ以外のサーバのURLに修正すること）を行う方法に関する特許である。

Webページは、Fig.2に示すようにHTML（Hyper Text Markup Language）で記述された基本文書28と、画像、動画、音声等の複数の埋め込みオブジェクト30で構成される。



一般に、Webクライアントは、HTML文書を取得後、埋め込みオブジェクトを取得し、Webページを表示する。通常、HTML文書および埋め込みオブジェクトは同じサーバに保存される。

同じサーバにHTML文書および埋め込みオブジェクトを保存すると、オブジェクトの取得に伴うトラフィックの渋滞およびレスポンス性能の低下が生じる。この問題を防ぐ方策として、コストのかかるミラーリング（ウェブサイト全体を、異なる場所における複数のサーバ上に複製する）の代わりに、703特許では、Fig.3に示すように、コンテンツプロバイダのサーバから基本文書をWebクライアントに配信する一方で、埋め込みオブジェクトを、Content Delivery Network（以下、「CDN」と称する。）35における各サーバ36に保存し、Webクライアントの存在位置およびネットワークのトラフィック状況に応じた適切なサーバから配信する。



703特許のクレーム19は、概略以下の通りである。

コンテンツ配信サービスにおいて、

コンテンツプロバイダのドメイン以外のドメインにより管理されるコンテンツサーバの広域ネットワークにおいて1セットのページオブジェクトを複製し、；

コンテンツプロバイダドメインから通常提供される所定のページのために、ページオブ

ジェクトの要求が、前記コンテンツプロバイダドメイン以外の前記ドメインに転換されるように前記ページの埋め込みオブジェクトをタグ付けし、；

前記コンテンツプロバイダドメインにおいて受信された前記所定のページに対する要求に応答して、前記コンテンツプロバイダドメインから前記所定のページを提供し、；

前記コンテンツプロバイダドメインからの代わりに、前記コンテンツプロバイダドメイン以外の前記ドメインにおける所定のコンテンツサーバから前記所定のページの埋め込みオブジェクトを少なくとも1つ提供する。」

「19. A content delivery service, comprising:

replicating a set of page objects across a wide area network of content servers managed by a domain other than a content provider domain;

for a given page normally served from the content provider domain, tagging the embedded objects of the page so that requests for the page objects resolve to the domain instead of the content provider domain;

responsive to a request for the given page received at the content provider domain, serving the

given page from the content provider domain; and

serving at least one embedded object of the given page from a given content server in the domain instead of from the content provider domain.」

また、703特許のクレーム34は、概略以下の通りである。

「コンテンツプロバイダのドメイン以外のドメインにより管理されるコンテンツサーバのネットワークにおいて、1セットのページオブジェクトを配信し、前記コンテンツサーバのネットワークは一連の領域に構成されており；

コンテンツプロバイダドメインから通常提供される所定のページのために、ページオブジェクトの要求が、前記コンテンツプロバイダドメイン以外の前記ドメインに転換されるように前記ページの少なくともいくつかの埋め込みオブジェクトをタグ付けし、；

前記ページの埋め込みオブジェクトに対するクライアントの要求に応答して、；

所定領域を特定するために、前記クライアントの要求を、前記要求を作成したクライアント装置の位置、および現在のインターネットのトラフィック状況の関数として転換し、；

前記埋め込みオブジェクトを提供可能であり、かつ過負荷とならないような前記所定領域における前記コンテンツサーバのIPアドレスを前記クライアントに返す。」

「34. A content delivery method, comprising:

distributing a set of page objects across a network of content servers managed by a domain other than a content provider domain, wherein the network of content servers are organized into a set of regions;

for a given page normally served from the content provider domain, tagging at least some of the embedded objects of the page so that requests for the objects resolve to the

domain instead of the content provider domain;

in response to a client request for an embedded object of the page:

resolving the client request as a function of a location of the client machine making the request

and current Internet traffic conditions to identify a given region; and

returning to the client an IP address of a given one of the content servers within the given region that is likely to host the embedded object and that is not overloaded.」

### 3. Joint Infringementに関する判断基準の経過

本事件と同様にJoint Infringementの成立／不成立が争われたBMC事件において、CAFCは、「当事者は、単にクレームにおけるステップの一部を他者に外注することによって侵害を免れることはできない」とした上で、「一方の当事者が外注先の他者の行動をコントロールまたは指示(control or direct)した場合に、Joint Infringementが成立する」、と判示した。

同じくJoint Infringementの成立／不成立が争われたMuniauction事件において、CAFCは、「一の当事者がプロセス全体にわたって【コントロールまたは指示】し、全てのステップが当該当事者に起因しない限り、侵害は成立しない」、と判示した。CAFCは、Joint Infringementの責任を問う根拠が、コモンローの代位責任(vicarious liability)であることを、明確化した。

地裁は、BMC事件に従い、「コンテンツプロバイダがオブジェクトのタグ付けをライムライトの指示または管理のもとに実行し、ライムライトがそれを行う唯一の存在であるとみなされた場合においてのみ、ライムライトによる侵害行為となりうる」とし、Muniauction事件に従い、「ライムライトおよびその顧客の間の相互作用と、Muniauction判決におけるThomson社およびその顧客間の相互作用との間に実質的な差異が認められない」として、ライムライトおよびその顧客の行為についてのJoint Infringementの成立を否定した。

### 4. 争点

アカマイは、ライムライトがクレーム中のプロセス全体にわたってコントロールまたは指示を行っており、Joint Infringementが成立する、と主張した（なお、ライムライトがクレームの全ステップを実行したわけではないことについて、争いはない）。

具体的には、アカマイは、Muniauction事件とライムライトの行為との差異を、以下の点で主張している:

- (1)ライムライトは、コンテンツプロバイダのために固有のホストネームを作成し割り当てた
- (2)ライムライトは、「タグ付け」ステップおよび「提供」ステップを実行するよう、顧客に明示的かつ段階的に指示した
- (3)ライムライトは、コンテンツプロバイダがクレーム中のステップを実行する際の手助けのため技術的援助を提供した

(4)ライムライトは、コンテンツプロバイダがライムライトのサービスを利用する場合には、「タグ付け」ステップおよび「提供」ステップを実行するように、契約上要求した

本件の主要な争点は、ライムライトおよびその顧客（コンテンツプロバイダ）による行為が、703特許に関する共同侵害に該当するか否かである。

## 5.CAFCの判断

コントロールまたは指示、および、もし指示があった場合にどの程度の指示がなされたかという点に留意する一方、重要なのは単にコントロールまたは指示が行われた点ではなく、当事者間の関係が、一方の行為が他方に起因するものであったか否か、という点である。

BMC事件およびMuniauction事件に内在するのは、被告侵害者と方法ステップを実行した第三者との関係が本人と代理人の関係である場合に、第三者による方法ステップの実行が被告侵害者に起因する可能性がある、という点である。

同様に、BMC事件およびMuniauction事件に内在するのは、一の当事者が、被告侵害者によって方法ステップの実行を契約上義務付けられている場合に共同侵害が起きる、という点である。

共同当事者の行動に基づいた侵害を検証する際に、その行動が誰に利益をもたらすかを決定するのでは不十分である。どのような関係であっても両当事者にはいくばくかの利益が生じるかもしれないからである。したがって本法廷では、連邦裁判法の事例として、方法ステップを実行する当事者間において代理関係が認められる場合、または、一方の当事者が他方の当事者によってステップの実行を契約上義務付けられていた場合にのみ、共同侵害が起こり得るとする。本件は、いずれの場合にも該当しない。

本件では、ライムライトの顧客がライムライトの代理人として、クレームされた方法ステップのいずれかを実行していたことを示すものは見られない。

BMC判決のように、代理権リステイトメント（Restatement of Agency）および最高裁は、代理関係の存在の有無を検証する際に「コントロール」「指示」といった言葉に言及しているが、一の当事者が他方当事者に対し、それがいかに明確であったとしても、単純に指示を出せば代理関係が発生するとは一切示唆していない。代理関係の全ての要素が存在していなければならないのである。リステイトメントは、本人／代理人の関係は、コントロール（あるいは指示またはコントロールする権利）のみならず、【一方から他方に対し相手が自己の代理行為を行う旨の同意の表明、および代理行為に対する相手の同意】をも必要とする、と明記している」。

ライムライトの顧客は、ライムライトのCDNによる配信を希望するコンテンツがあればそれを決定し、決定したときのみ「タグ付け」および「提供」ステップを実行する。ライムライトおよびその顧客の標準約款は、ライムライトの顧客に対していずれかの方法ステップの実行を義務付けるものではない。単に、顧客がライムライトのサービスを利用すると決定した場合に当該ステップを実行する必要がある旨を記載しているだけである。

ライムライトの契約が、顧客に対しユニークなホスト名を割り当てるよう要求し、かつ

ライムライトのサービスの利用を選択した際にクレームのあるステップを実行するよう要求し、また、ライムライトがそれらのステップを実行するための技術的支援を提供していたのは事実である。しかしながら、これらの点はいずれも、ライムライトがその顧客をコントロールし、または顧客がライムライトによるコントロールに同意していた、ということ立証するものではない。反対に、契約は単に、顧客に独立した決定権を持たせ、システムを実行するためのツールを提供するものである。ライムライトの顧客は、ライムライトの代理人として「タグ付け」ステップおよび「提供」ステップを実行したのではなく、契約上義務付けられて実行したわけでもない。むしろ証拠から、ライムライトの顧客は主に自身の利益のために、自身のコントロール下で行動したことに疑問はない。

また、本法廷は、BMC事件において、複数の当事者によるクレーム侵害の証明が困難を極める一方、そうした心配は「適切にクレームを作成することで減らすことができる。特許権者は、通常、単一当事者による侵害を捕捉するクレームを作成することが可能である」と述べた。

本法廷はまた、最初から単一当事者による侵害を捕捉するクレームを作成することに加えて、特許権者は、再発行特許出願により、複数当事者によってしか侵害が成立しないようなクレームを修正することが可能である、という点を述べておく。

本件において、問題のクレームは、ライムライトおよびその顧客の両方による侵害行為を成立させるために起草された。すなわちアカマイは、ライムライトの顧客による侵害行為であると言われているものが、ライムライトに起因することを示す必要が生じるようにした。そして、アカマイは、ライムライトの顧客が、代理人として、またはライムライトの契約上の義務付けによって「タグ付け」ステップおよび「提供」ステップを実行したことを証明できておらず、立証責任を果たしていない。

## 6. 訳者コメント

本件では、CAFCは、**Joint Infringement**の成立条件について、BMC事件およびMuniauction事件で示されたものからさらに進めて、(1)方法ステップを実行する当事者間において代理関係が認められる場合、または、(2)一方の当事者が他方の当事者によってステップの実行を契約上義務付けられていた場合、にのみJoint Infringementが成立する、と判示した。

また、CAFCは、「代理関係」の成立条件について、一方から他方に対し相手が自己の代理行為を行う旨の同意の表明、および代理行為に対する相手の同意がある場合、代理関係が成立する、と判示した。

本件により、**Joint Infringement**の成立条件がより厳格化された。アカマイは、CAFCによる**Joint Infringement**の成立条件を再考するよう上訴しており、今後の動向が注目される。

参考URL : <http://www.cafc.uscourts.gov/images/stories/opinions-orders/09-1372.pdf>